

千葉県における介護外国人材の 雇用法人と今後の課題

社会福祉法人 六親会
公益社団法人 高齢者福祉事業支援協会
湯川 智美

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。

2040年の介護人材の需要推計は約285万人とされている



注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値:約6.6万人)を加えたものの。

外国人材の制度について

- ・ EPA（経済連携協定）に加え
- ・ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 「技能実習制度」
- ・ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律 「在留資格（介護）」 ・ 「特定技能1号」

平成28年11月28日「**外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律**」

(平成28年法律第89号「技能実習法」という。) → 施行日平成29年11月1日

技能実習法は、技能実習に関し、「技能実習計画の認定」及び「監理団体の許可」の制度を設け、これらに関する事務を行う「**外国人技能実習機構**」を設けること等により、

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への「**技能等の移転**」による国際協力の推進を図ることを目的とされるものである。

外国人技能実習制度に関しては、厚生労働省として、「**産業競争力の強化に関する実行計画**」

(2015年版(平成27年2月10日閣議決定)及び2016年版(平成28年2月5日閣議決定))に基づき、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種への**介護職種の追加**を行うこととしている。

外国人技能実習制度への介護職種の追加等について(通知)より抜粋(社援発1128第6号平成28年11月28日)

技能実習法公布日同日「**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律**」が公布。

(平成28年法律第88号。「改正入管法」という。) → 施行日平成29年9月1日

専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、介護の分野においても、我が国の**介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする「介護」という名称の在留資格**を設け、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動を行うことを可能とするものである。

外国人技能実習制度への介護職種の追加等について(通知)より抜粋(社援発1128第6号平成28年11月28日)

「**出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律**」が、平成30年12月8日に成立。「**新在留資格（特定技能）**」に関する基本方針や分野別の運用方法、外国人全般に対する総合的対応策が決定。→ 施行日平成31年4月1日

- ・「**特定技能1号**」は単身が条件で、滞在期間は最長で5年
- ・対象の職種は14業種
- ・人数の上限は5年間で計約34万5千人と確定、
- ・受入れは13か国・・・フィリピン、ネパール、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、インドネシア、ベトナム（2021年2月時点） タイ、スリランカ、パキスタン、ウズベキスタン、バングラデシュ、インド
- ・技能や知識を有しているかを測るために行う**技能試験**を実施することが定められている
- ・「介護」についても、施行日は平成31年4月1日となる。

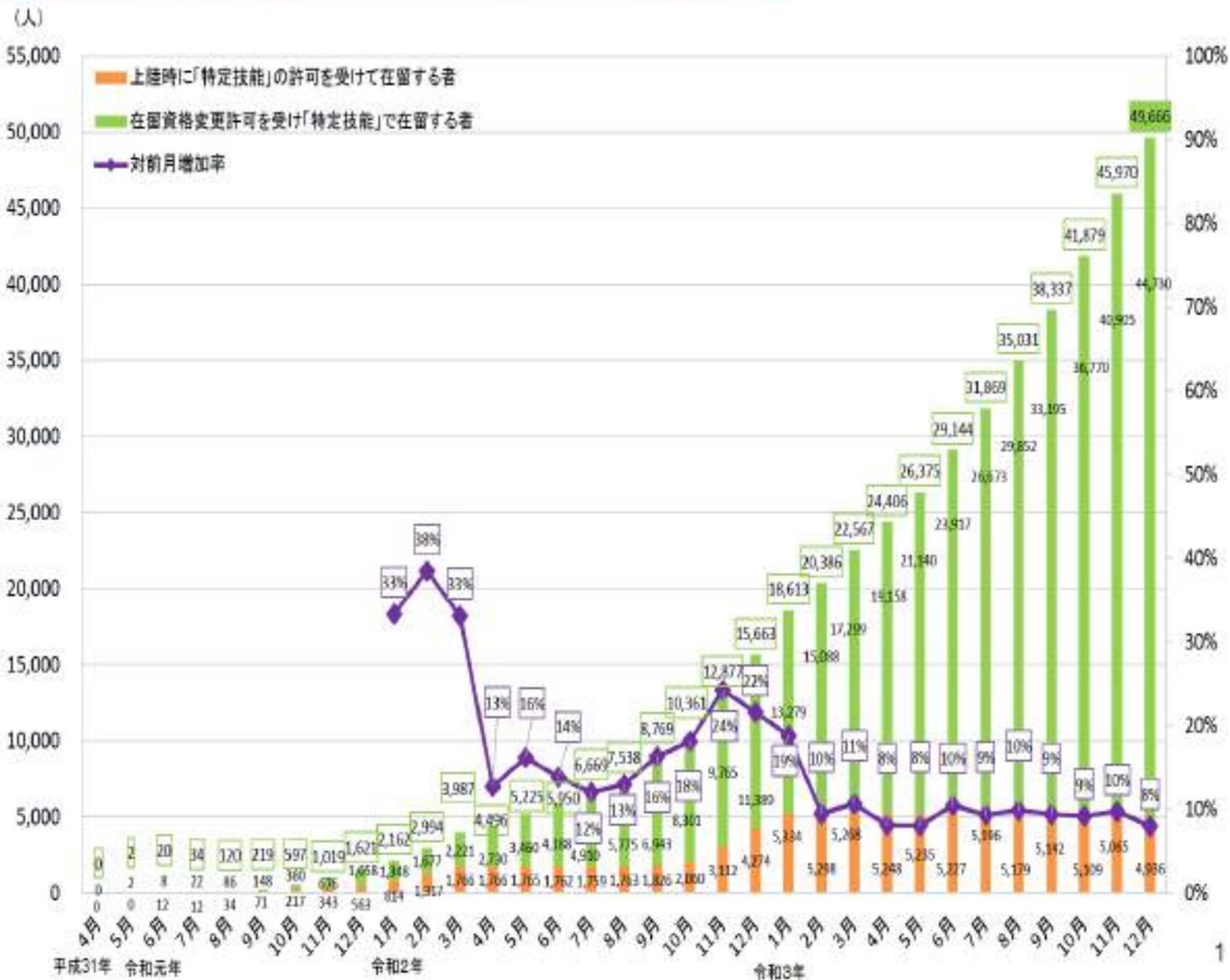
受入れ機関(施設、事業所)に対し、「**支援計画**」の作成が求められ、特定技能1号外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施することとされている

これらについては、新たに設置される「**登録支援機関**」に支援を委託することにより、基準に適合するものとみなされることになる

外国人材の受入れが急増することに伴い

出入国及び在留の公正な管理を図ることを目的として、「**出入国在留管理庁**（現：出入国管理事務所）」の設置に関する法務省設置法等が改正

特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和3年12月末現在)(速報値)

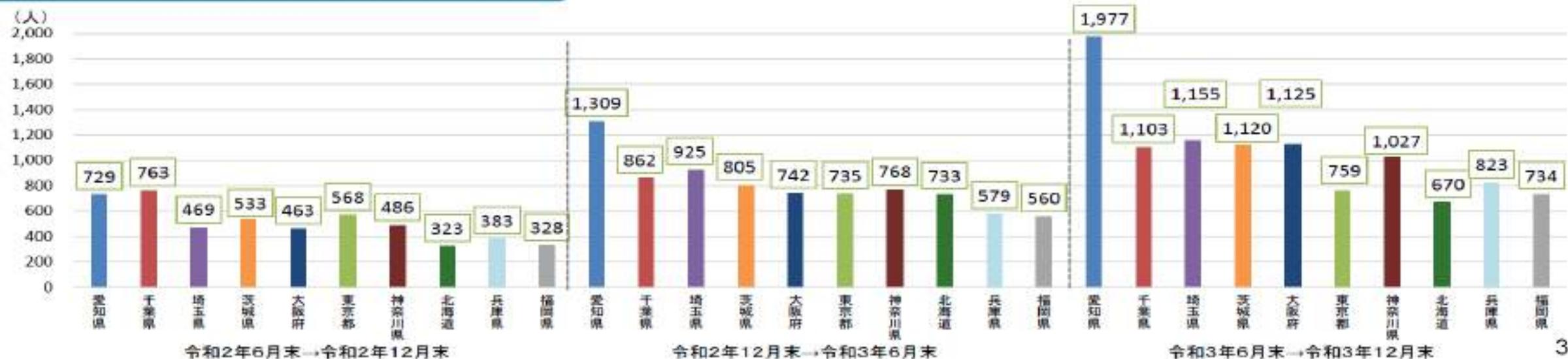


< 特定技能2号を2分野から13分野へ >

特定技能1号 (最長5年)	特定技能2号 (更新可能)
① 建設 ② 造船・船用工業	
③ ビルクリーニング業 ④ 素形材産業 ⑤ 産業機械製造業 ⑥ 電気・電子情報関連産業 ⑦ 自動車整備業 ⑧ 航空業 ⑨ 宿泊業 ⑩ 農業 ⑪ 漁業 ⑫ 飲食料品製造業 ⑬ 外食業	
◆介護 別制度で長期就労可能	

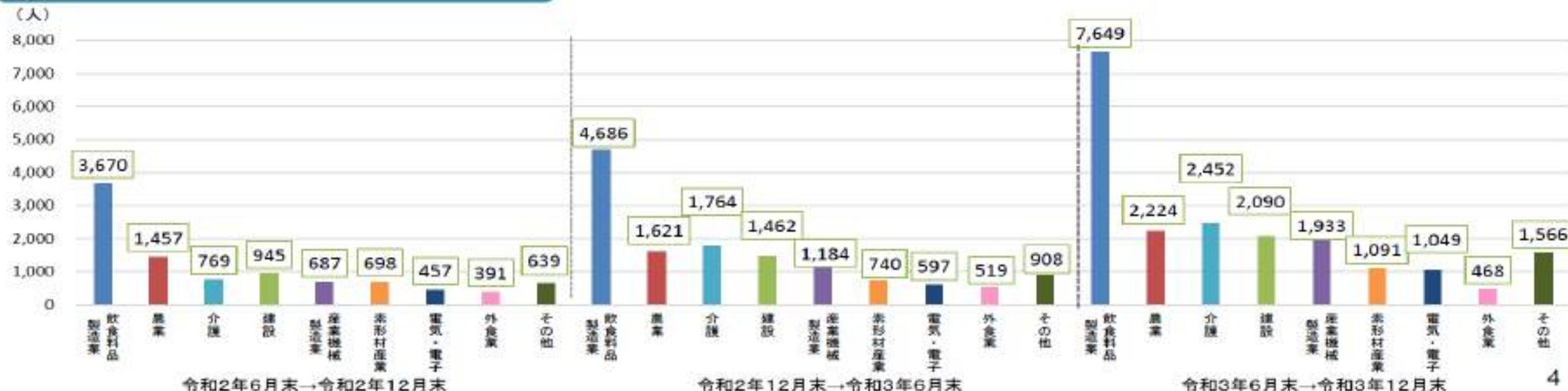
2号に追加へ

都道府県別特定技能在留外国人増加数



3

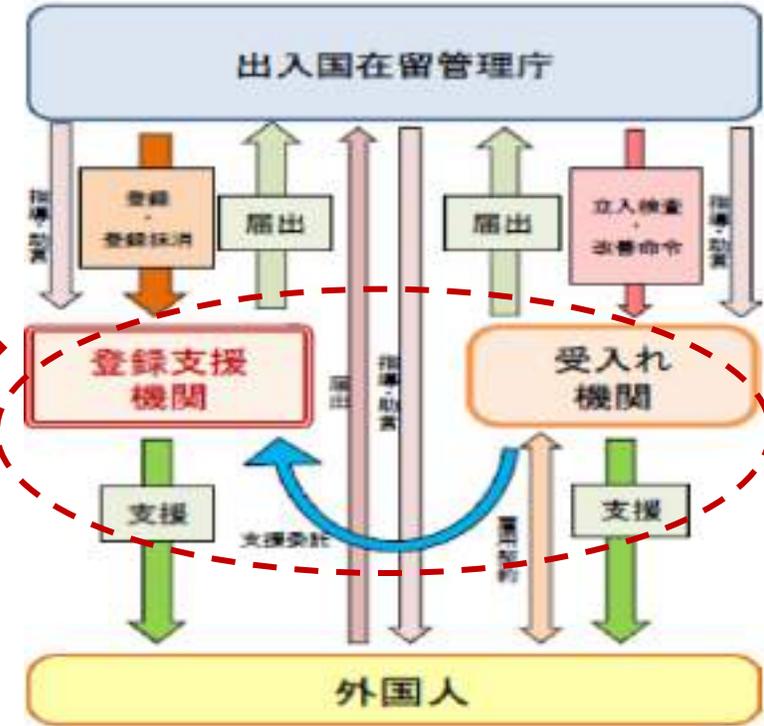
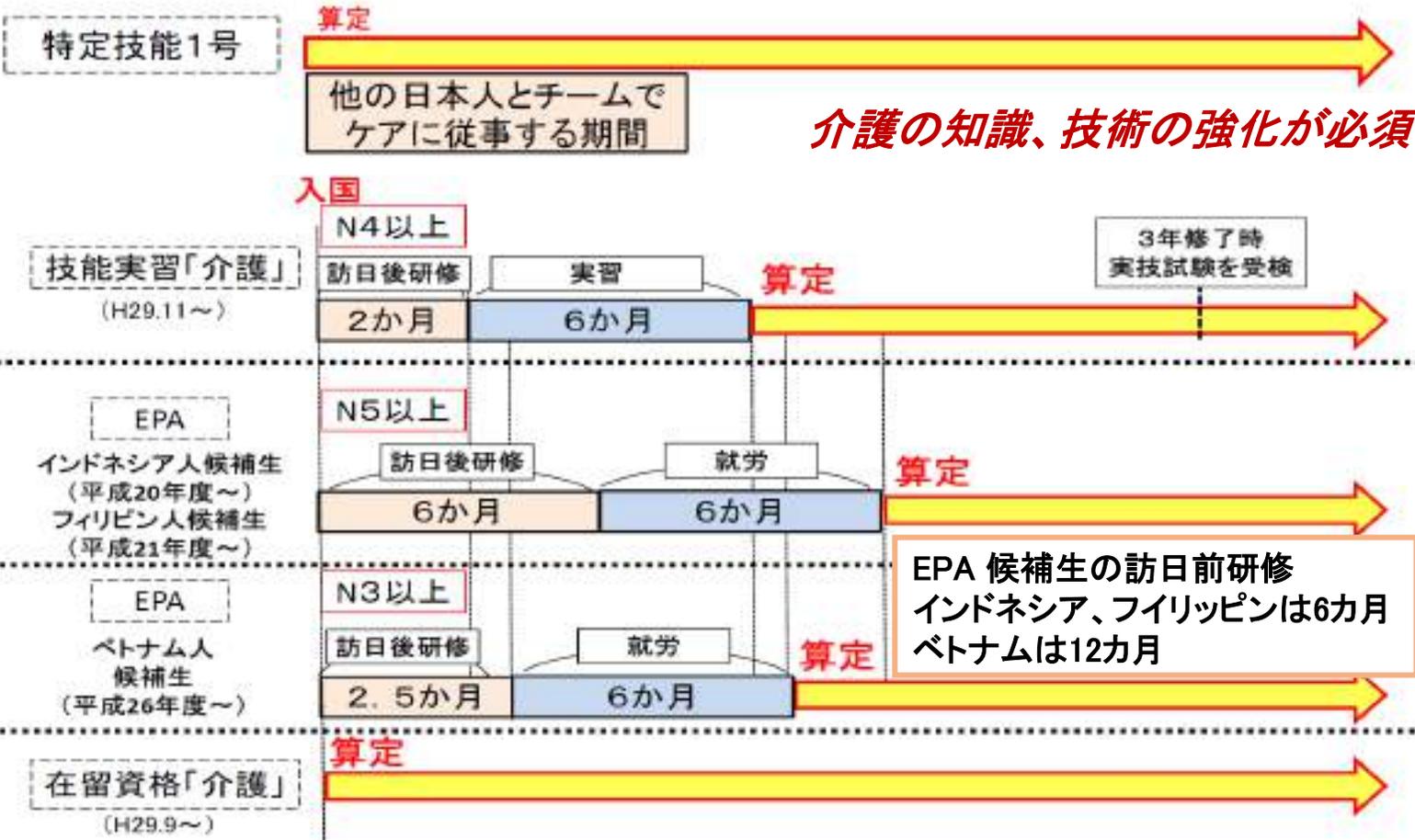
分野別特定技能在留外国人増加数



4

特定技能1号・技能実習・EPA・在留資格介護の介護報酬上の考え方

○ 特定技能1号の外国人については、技能実習3年修了の人材と介護技能が同等であることから、就労と同時に配置基準に算定する。ただし、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めることとする。



- ・EPA、技能実習は日本語能力試験N2の取得した者は就労開始から算定可能
- ・在留資格「留学」資格外活動の労働は週28時間の上限(長期休暇時は40時間可能)→養成校卒業後「在留資格「介護」となる

外国人介護人材受入れの仕組み

EPA (経済連携協定)
(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

在留資格「介護」
(H29. 9 / 1 ~)

技能実習
(H29. 11 / 1 ~)

特定技能1号
(H31. 4 / 1 ~)

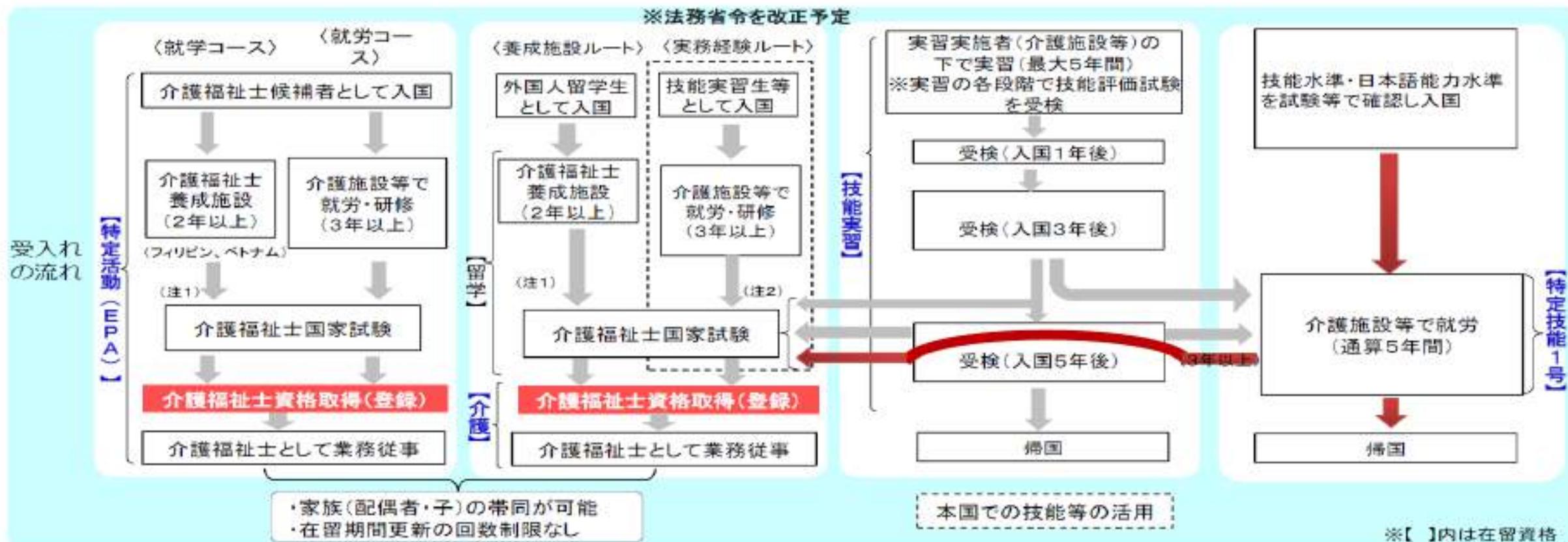
制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ

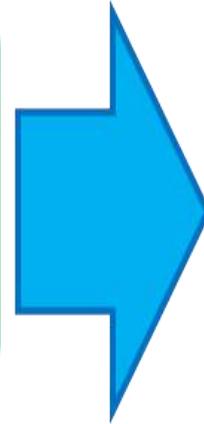


(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定



見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(本年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

養成施設ルート以外に、**実務経験ルート**が追加された

在留資格「介護」について

出典：法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 資料

在留資格「介護」による介護分野における外国人の受け入れ

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

担い手を生み出す ~ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考)
介護福祉士登録者数
139.8万人(H27年度)
介護福祉士養成施設数
379校(H27年4月)

(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動



在留資格「介護」による受け入れ

外国人留学生として入国

介護福祉士養成施設
(2年以上)

(注1)

介護福祉士資格取得(登録)

介護福祉士として業務従事

留学

介護(注2)

(参考)インドネシア、フィリピン、ベトナムとのEPA(経済連携協定)による受け入れ
(就労コース) (就学コース)

介護福祉士候補者として入国

介護施設・病院で就労・研修

4年目に介護福祉士国家試験を受験

介護福祉士養成施設
(2年以上)

(フィリピン、ベトナム)

(注1)

特定活動(EPA)

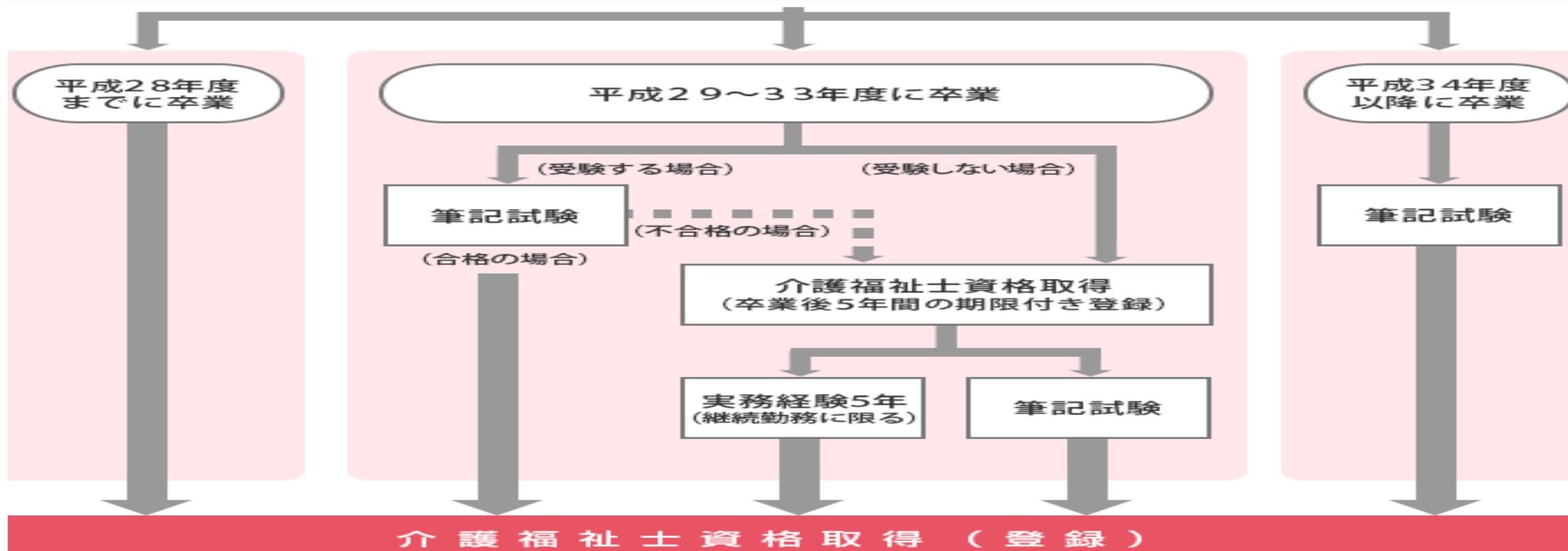
※【 】内は在留資格

(注2)特例措置について

本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合については、特例措置として「特定活動」を許可

平成29年度より養成施設卒業者も国家試験合格が必須となる。ただし、経過措置が設けられている。令和3年度(2021年)までの卒業生については、5年間の経過措置が設けられていて、

- ・卒業後5年以内に国家試験に合格するか
- ・未受験・不合格でも5年間連続して介護の実務に従事すれば6年目以降も「介護福祉士」を保持できる。



さらに経過措置が延長

令和8年度(2026年)までの卒業生まで経過措置を延長。養成校に通う外国人留学生が急増したことを考慮。現状では留学生にとって国試のハードルは高い。このまま義務化を断行すれば、多くの貴重な人材を母国へ帰すことになる。また養成校の経営が大打撃を受けたりする結果を招く。

外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について

【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生(日本語学校・養成施設)

奨学金の
賞与・給付

受入介護施設等

＜留学生の支援例＞

- 1年目:日本語学校
学費:月5万円
居住費:月3万円
- 2年目・3年目:介護福祉士養成施設
学費:月5万円
入学準備金:20万円(初回に限る)
就職準備金:20万円(最終回に限る)
国家試験受験対策費用:4万円(年額)
居住費:月3万円

経費助成

補助率:1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県(委託可)

2. 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

【送出国】

留学・就労希望者等
※ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル 等

協議体の設置など、地域の関係団体等と連携しながらマッチングを実施

都道府県

委託

マッチング支援団体

- ・受入れの意向の有無
- ・受入実績
- ・求める人材の確認
- ・特色あるカリキュラムや行事等の紹介
- ・施設のアピールポイント等の紹介
- ・ビデオレターの作成 等

①養成施設、介護施設等からの情報の提供

②現地教育機関等からの情報の提供

- ・現地教育機関訪問
- ・候補者リストの作成
- ・候補者との面談
- ・ビデオレターの作成 等

①養成施設、介護施設等からの情報収集

②現地教育機関等からの情報の提供

③現地合同説明会等のコーディネート

③現地合同説明会等の開催

留学生候補者や特定技能入国希望者と、受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等の間でマッチングを行うため、現地で合同説明会等を開催する。

【日本】

介護福祉士養成施設

介護施設等

千葉県より私どもの公益社団法人の方で、「留学生」のマッチング支援団体を委託される

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け

29年度補正予算額(案) 14.0億円

- 平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による留学生が留学中に介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで日本に長期間滞在できることとなった。
- これにより、今後、日本に留学する外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加することが見込まれる。
- このため、こうした者が養成施設で修学する際に必要となる費用等について貸付けを行い、介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。

事業実施スキーム

養成施設入学者への修学資金貸付け

○貸付額(上限)

介護福祉士養成施設修学者

- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

【実施主体】

都道府県又は
都道府県が適当と認める団体



貸付

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



5年間、介護の仕事に継続して従事

(途中で他産業に転職、
自己都合退職等)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。



在留資格「留学」により
入国した留学生

入学

介護福祉士養成施設
の学生

卒業、
資格取得

資格取得後、介護業務に従事することで
在留資格「介護」により長期滞在可能

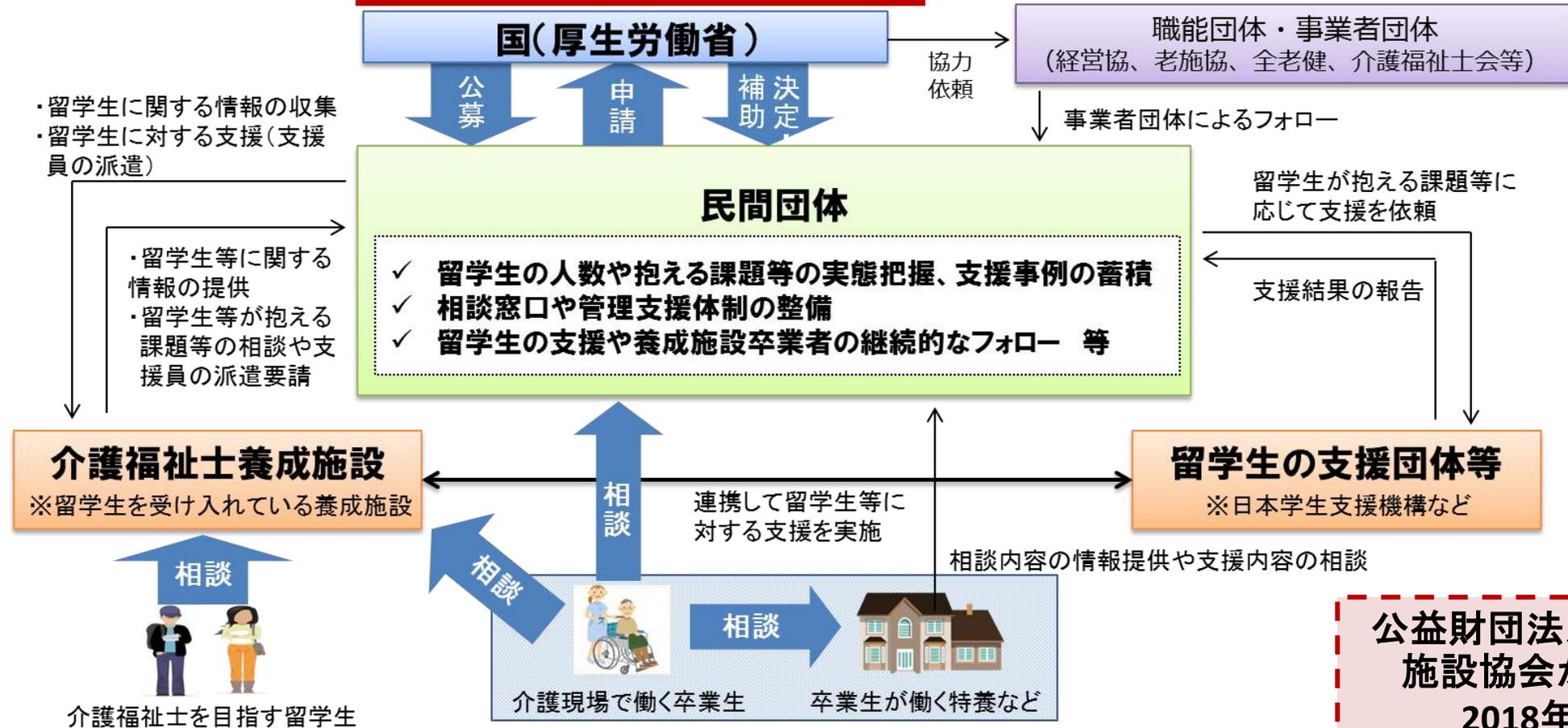
介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業

平成30年度予算額(案)
1.3億円

- 在留資格「介護」の創設により、介護福祉士の資格を取得し、日本国内で介護の業務に従事するため、介護福祉士養成施設への外国人留学生が増加していくことが考えられる。
- こうした人材については、介護現場における専門人材としての活躍が期待されることから、日本での日常生活面における支援や就職後における悩み等に対する相談支援など、在学中や養成施設卒業後の継続的なフォローを実施していくことが重要である。
- このため、介護福祉士を目指す外国人留学生等の実態把握や日常生活面における支援を実施するなど、相談支援等の体制整備を図る。

< 事業イメージ >

※全国を4ブロックに分け、ブロック単位で支援を実施



公益財団法人日本介護福祉士養成施設協会が国の補助事業として
2018年9月10日から運営



千葉県とベトナムとの 交流促進に向けて

人材の育成および受け入れについての覚書を締結

ベトナムの「労働・傷病兵・社会問題省」を訪問し、千葉県とベトナムとの今後の人材の育成および受け入れについて、ドアン・マウ・ディエップ副大臣と覚書を締結しました。

副大臣からは、「覚書により、今後、ベトナム国民が千葉県で安心して働くことができる。今後の更なる協力関係の進展を期待している。」という発言がありました。



ディエップ副大臣との覚書締結

フック首相への表敬訪問

首相府を訪問し、「千葉県留学生受入プログラム」の実施について紹介。千葉県とベトナムの今後の交流促進について意見交換を行いました。

首相からは、「今回の訪問目的である人材育成分野での交流のほか、千葉県が得意な分野での交流も促進させたい。」との発言がありました。



フック首相との会談

森田知事は、昨年11月のベトナム訪問に続き、3月13日(水)から4日間、同国を訪問し、介護分野をはじめとする人材の育成および受け入れを推進するための覚書を締結しました。

また、「千葉県留学生受入プログラム」に参加する現地日本語学校5校と事業協定を結んだほか、フック首相への表敬訪問を行いました。

「千葉県留学生受入プログラム」に関する日本語学校との事業協定

「千葉県留学生受入プログラム」にベトナムの日本語学校として参加する5校の学校関係者と事業協定を締結しました。

学校関係者からは、「自治体がこのような支援をしてくれるのはとても心強い。」「頑張って優秀な生徒を送り出したい。」など、事業に大変協力的な言葉をいただきました。



日本語学校と事業協定を締結

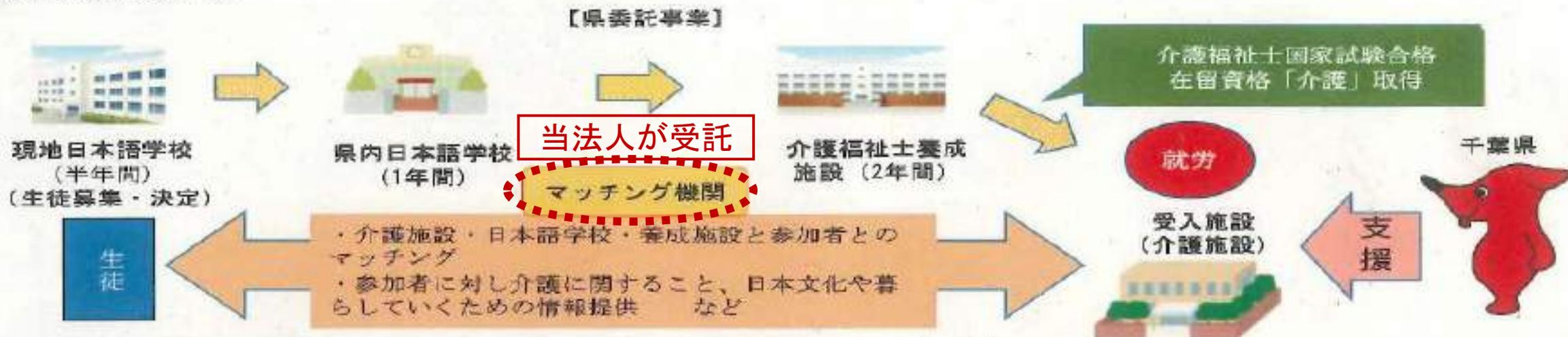


学校関係者との記念撮影

1) 千葉県留学生受入プログラム

① マッチング支援

県がマッチング機関に委託して、安心して日本に入国し千葉県で働けるよう、現地の日本語学校から施設の就労までをしっかりとつないでいく。



② 学費及び居住費の支援

現地日本語学校及び県内日本語学校、介護福祉士養成施設に在籍する留学生（候補者）の学費等に対して、県内の介護施設等が助成を行い、県はその一部を補助する（対象者170人）。

事業参加団体	助成対象	介護施設からの助成金	左のうち 県からの補助金	介護福祉士等修学資金貸付制度貸付金
現地日本語学校 (5校)	学費	120,000円	60,000円	
県内日本語学校	学費	600,000円	300,000円	
	居住費	360,000円	180,000円	
介護福祉士養成施設	学費			800,000円
	居住費	360,000円	180,000円	

【注】

- ・現地日本語学校の学費支援については、今年度は協定を締結したベトナム5校のみ
- ・養成施設における学費は、介護福祉士等修学資金貸付制度を活用

4. 外国人介護職就業促進事業（令和元年度新規事業）

千葉県社協福祉人材センターが受託

2) 千葉県外国人介護人材支援センターの設置

外国人介護職員や介護分野への就職を目指す留学生が生活や仕事上の悩みについて相談できる「外国人介護人材支援センター」を、千葉県社会福祉協議会に委託して設置した。

業務内容

- ①英語やベトナム語での対応が可能な外国人支援コーディネーターによる相談（窓口、電話、メール、訪問相談）
- ②外国人介護職員を対象としたメンタルヘルスセミナー
- ③外国人介護職員等の交流会
- ④外国人介護職員を受け入れる事業者を対象としたセミナー

3) 外国人技能実習生への日本語学習に係る支援

介護施設が負担する外国人技能実習生の日本語学習に係る費用について助成する。

4) 外国人受入施設等の中堅管理者向け労務研修

パワハラ等での離職を防ぐため、施設職員を対象とした研修を実施する。

＜センター開所のチラシ＞

7月1日オープン 外国人介護職員の
相談窓口ができました

- 労働環境について相談したい
- 職場の人間関係に悩んでいる
- 介護の仕事の仲間を増やしたい
- くらしの手続き等で困っている
- 介護の仕事に興味を持っている

ご利用のご案内

- 受付時間 月～土 10:00～18:00 (日・祝日はお休みです)

月・水・金は、ベトナム語、対応の相談員がいます
火・木・土は、英語、対応の相談員がいます

お問合せ先

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
千葉県外国人介護人材支援センター

[相談] 043-205-4762 代表: 043-205-4789
FAX: 043-205-4798

「介護」職種における 技能実習制度について

出典：法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 資料

技能実習制度の見直しの内容について

参考資料

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

現 行

- ①政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ②監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④実習生の保護体制が不十分
- ⑤業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府(当局)間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ③ 新たな**外国人技能実習機構(認可法人)**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る「**地域協議会**」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

- ①優良な監理団体等への実習期間の延長
- ②優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大
- ③対象職種の拡大

3年間 ⇒ 5年間 (一旦帰国後、最大2年間の実習)

常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (最大5%まで ⇒ 最大10%まで等)

地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置
職種の随時追加

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約23万人在留している。
※平成28年末時点

※新制度の内容は赤字

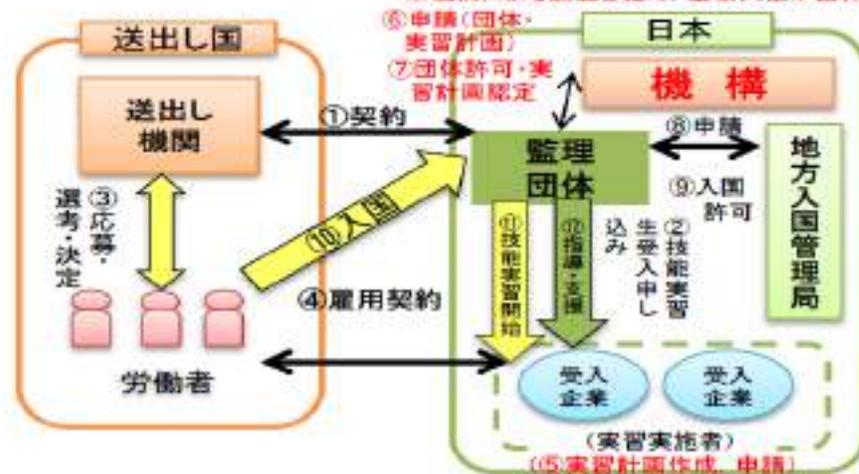
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

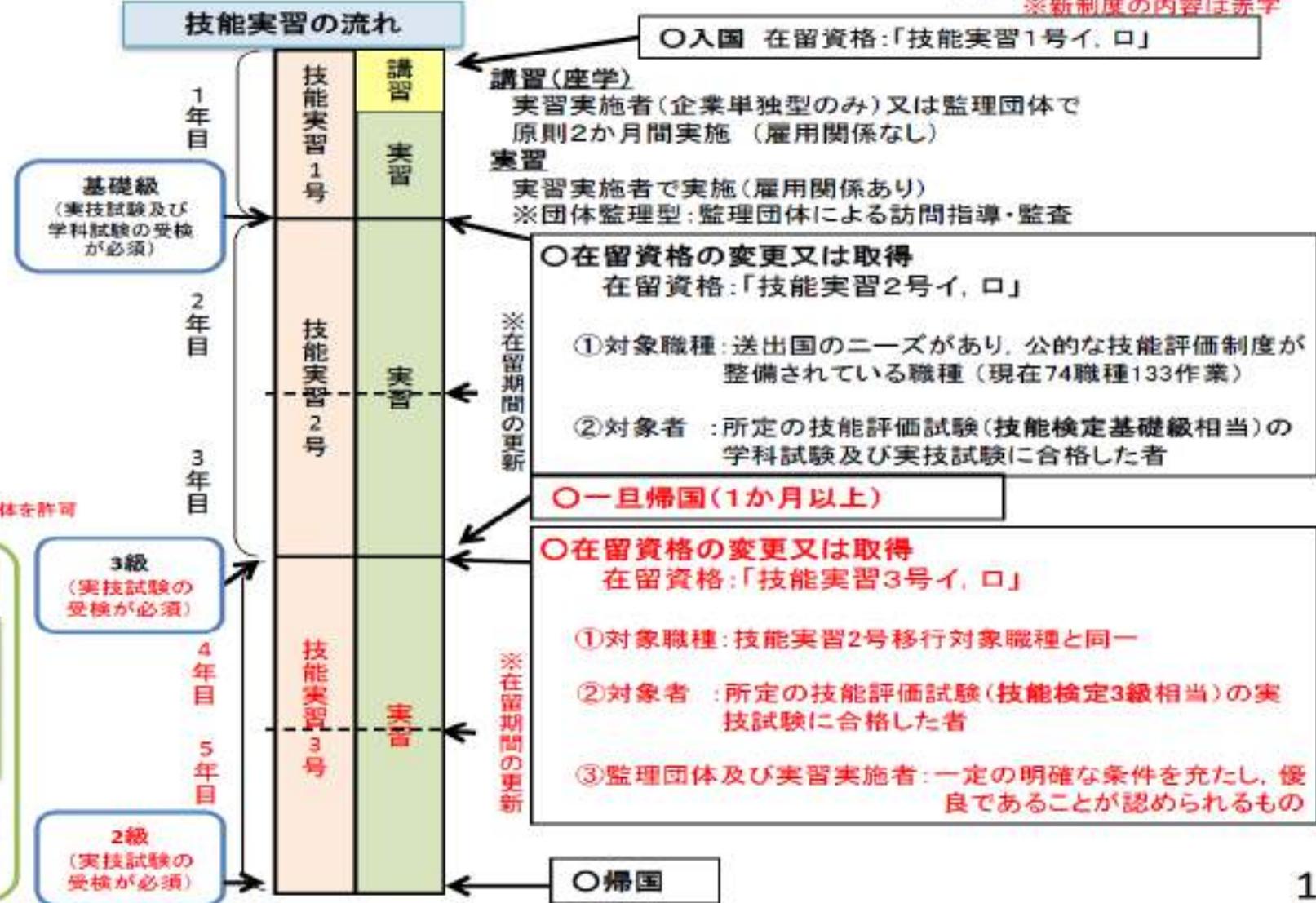


【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



技能実習の流れ



技能実習「介護」における固有要件を 定める告示について

厚生労働省 社会・援護局

平成29年9月29日発出

出典：厚生労働省 社会・援護局 技能実習介護固有要件概要 資料

外国人技能実習制度における介護職種の追加

外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会中間まとめ（2015年2月4日）
介護職種の追加に係る制度設計の考え方

「介護固有要件の設定」など具体的な方策を併せ講じる
⇒ 「技能実習制度への介護職種の追加に向けた準備会」が設置

パブリックコメント（意見・情報受付締切日2017年7月20日）

厚生労働省告示 2017年9月29日

技能実習制度本体

+

「介護」職種 介護固有の条件

「技能実習生（同等業務従事経験等）」「実習実施者（対象施設・事業所、人数枠等）」

「送り出し機関」「監理団体」の要件を熟知することが必須

監理団体については許可制、実習実施者については届出制

技能実習計画は個々に認定制

技能実習生に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行っていないこと。

「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ ¹ であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ ² であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

2019年3月から緩和、N4で可能

(※)同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設又は居宅等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者



技能実習生の日本語能力要件

試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期
日本語能力試験 N3	7月、12月	試験実施日の約2カ月後
J. TEST実用日本語検定 DEレベル試験、D級500点以上	(A-E上級、初級から中級向け) 1月、3月、5月、7月、9月、11月 (F・G入門向け) 3月、7月、11月	試験実施日の約1カ月後
日本語NAT-TEST 3級	2月、4月、6月、8月、10月、12月	試験実施日の約3週間後

技能実習生の同等業務従事経験等(規則第10条第2項第3号ホ)

「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」については、技能実習制度本体の運用によるが、例えば

(参考) 同等業務従事経験等の要件(いわゆる職歴要件)については、技能実習制度本体によることとするが、例えば、以下の者が職歴要件を満たすものとして想定される。

- ・ 外国における高齢者や障害者の施設や居宅等において、当該者の日常生活上の世話、療養上の世話、機能訓練等の業務に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 政府による介護士認定等を受けた者

実習実施者・実習内容に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したもののの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。《参考1参照》
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行うことが必要。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。《参考2参照》
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間。ただし、N3程度取得者は80時間とし、柔軟に設定できる。)と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。《参考3参照》



「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。 ※1
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。《参考1参照》
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。 ※2
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行うことが必要。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。 ※3
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。《参考2参照》
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間。ただし、N3程度取得者は80時間とし、柔軟に設定できる。)と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。《参考3参照》

※1 実習実施者の体制について

①技能実習責任者

- ・実習実施者は技能実習責任者を**選任**しなければならない。・技能実習責任者は**常勤の役職員**でなければならない。
- ・過去3年以内に技能実習責任者の**講習の受講**を要する。(当面は猶予がある)
- ・技能実習責任者は、その管理業務に支障がなければ、**複数の実習実施施設の兼務**が可能。
- ・技能実習責任者は、技能実習指導員、生活指導員その他の**技能実習に関与する職員を監督し、技能実習の進捗状況を管理**するほか、**技能実習計画の作成に関する**ことなど統括管理を行う。

②技能実習指導員

- ・実習実施者は技能実習指導員を**選任**しなければならない。・技能実習指導員は実習生に対して**5:1の配置**が必要。
- ・技能実習指導員の**内一人は常勤で5年以上勤務経験**のある介護福祉士か、同等以上の専門的知識及び技術を要する者(看護師)・実習実施者における経験には限定されず、実習実施者でない他の機関での経験年数も含める。
- ・技能実習指導員は、**技能実習生を直接指導**する必要があることから、技能実習を行わせる事業所(施設など)に**所屬して勤務する者を選任**しなければならない。
- ・技能実習指導員は技能実習指導員に対する講習を修了したものであることが望ましい。(優良な実習実施者の要件)

③生活指導員

- ・実習実施者は技能実習生の生活の指導を担当する者として、**常勤の役職員**のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、生活指導員を**一名以上選任**しなければならない。
- ・生活指導員は、**技能実習生の我が国における生活上の留意点について指導**するだけでなく、技能実習生の**生活状況を把握**するほか、技能実習生の**相談**にのるなどして、問題の発生を未然に防止することが求められる。
- ・生活指導員に対する講習を修了している場合は(優良な実習実施者の要件)

※技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員は、各々に求められる要件を備えた上であれば、兼務することは可能

(参考1)対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児(者)通園事業 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの) 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 児童発達支援センター 保育所等訪問支援	生活サポート 経過的デイサービス事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場) 在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る) 知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る) 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 外出介護(平成18年9月までの事業) 移動支援事業	指定介護予防訪問入浴介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅※3 第1号訪問事業 指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 指定夜間対応型訪問介護 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
障害者総合支援法関係の施設・事業 障害者デイサービス事業(平成16年9月までの事業) 短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム) 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所療養・知的障害者福祉工場) 身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場) 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業 第1号通所事業 老人デイサービスセンター 指定通所介護(指定療養通所介護を含む) 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 養護老人ホーム※1 特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 軽費老人ホーム※1 ケアハウス※1 有料老人ホーム※1 指定小規模多機能型居宅介護※2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2 指定複合型サービス※2 指定訪問入浴介護	生活保護法関係の施設 救護施設 更生施設
		その他の社会福祉施設等 地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ハンセン病療養所 原子爆弾被爆者養護ホーム 原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業 労災特別介護施設 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 家政婦紹介所(個人の家において、介護等の業務を行なう場合に限る)
		病院又は診療所 病院 診療所

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。
 ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

※2 実習実施者の要件について

実習実施者の届出制

- ・**実習実施者**とは技能実習生の技能実習を行う**施設、事業所**等になる。
- ・実習実施者は、初めて技能実習生を受け入れて実際に技能実習を行わせた際には、遅滞なく機構の地方事務所・支所の認定課に対し実習実施者の届出をしなければなりません。(法第17条)
- ・実習実施者の施設・事業所は**開設後三年以上経過**しているものであること。(事業所単位である)
〈準備会では事業所単位、パプコメ時には法人単位と二転三転した事項〉

※3 技能実習生の夜勤勤務、職員配置基準について

技能実習生の夜勤

実習生を夜勤業務等に配置する際には、利用者の安全を確保し、実習生を保護するための措置を講ずることが必要・・・技能実習生への技能・技術の移転を図るという技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生が業務を行う際には、昼夜を問わず、**技能実習生以外の介護職員を指導に必要な範囲で同時に配置**することが求められる。ガイドラインでは2年目以降の実習生に限定することが努力義務とされている。

技能実習生の介護報酬上の取り扱い

- ・日本語能力の**N2・N1**に合格している実習生は介護職員として常勤換算の対象となる。
- ・上記以外でも、実習開始後6カ月を経過した実習生は介護職員として常勤換算の対象となる。

技能実習計画

技能実習を行うためには、監理団体の指導に基づき、**実習生一人ひとりに技能実習計画を作成**し、この技能実習計画に基づき実習生を指導しなければならない。

(参考2) 技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

(参考3)入国後講習について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語学習と介護導入講習については、以下の内容によることとする。(入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。)

講習内容	
科目※	時間数
日本語学習【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要情報	8※
生活一般	—
総時間数	※

①日本語学習	
科目	時間数
総合日本語	100
聴解	20
読解	13
文字	27
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	240

②介護導入講習	
科目	時間数
介護の基本Ⅰ・Ⅱ(講義)	6
コミュニケーション技術(講義・演習)	6
移動の介護(講義・演習)	6
食事の介護(講義・演習)	6
排泄の介護(講義・演習)	6
衣服の着脱の介護(講義・演習)	6
入浴・身体の清潔の介護(講義・演習)	6
合計	42

(※)技能実習制度本体上定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は1/12)以上とされている。

(注)①日本語学習の科目・時間数は、上記を標準として、各監理団体において、設定をする。また、N3程度以上を有する実習生については、介護現場での日本語を学習するという観点から、①日本語学習のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」の所定の時間数(80時間。科目・時間数については標準として設定。)の受講を要件とし、その他の項目は、実習生に応じて、柔軟に設定できることとする。

講師要件	日本語に関する科目	○ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者その他これと同等以上と認められる者(※) (※)・大学又は大学院で日本語教育科目26単位以上修得し、卒業又は修了した者 ・日本語教育能力検定試験に合格した者 等
	介護に関する科目	○ 介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者その他これと同等以上と認められる者 (※)・福祉系高校、実務者養成研修施設、初任者研修施設において、生活支援技術の講義を教授した経験を有する者 等

監理団体に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
 - (1)商工会議所※ (2)商工会※ (3)中小企業団体※ (4)職業訓練法人 (5)農業協同組合※ (6)漁業協同組合※
 - (7)公益社団法人 (8)公益財団法人
 - (9)その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
- ※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

<以下の要件を満たす必要がある。>

- 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
 - ※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
 - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体(その支部を含む。)であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等(※看護師等)がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否(いわゆる「介護」職種における優良要件)は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。

外国人技能実習制度の課題とは

他業種においては、**日本の企業**が技能実習生に対して長時間労働を行わせたり、残業代を支払わなかったりなどの違法労働や労働環境が改善されず、使い捨てのような状態になってしまうという問題が指摘されている

監理団体においては介護における実習生に対する知識が乏しい

実習生が技能実習制度を利用するいわゆる失踪目的の就労も大きな問題となっている⇒失踪後に不法滞在

送り出し機関でも監理団体でもない団体が実習生の紹介を行い斡旋料が発生している



母国へ帰国して習得した技能で働きその国の発展に寄与するという国際貢献が目的である
外国人労働者も日本人労働者と変わらない権利を持っている
制度の問題点や課題を認識し、これらの課題を是正していかなくてはならないのでは
不合理な待遇差の禁止「同一労働同一賃金」・職場環境の整備など

送り出し機関

監理団体

実習機関(実施者)
施設・事業所

協定・契約締結

現地(外国)で教育して送り出す機関

介護の認定送り出し機関であるか
(日本に介護の技能実習生を送り出す許可を当該国から得ていなければならない)
実習生としての**要件**を満たしているかの確認も重要

実習生の受け入れを行う機関

(実習生が帰国するまで団体が責任をもって監理)

- ・各種手続き
 - ・入国直後の講習
 - ・実習機関に対する監査や定期的な訪問指導
 - ・**監理責任者、訪問指導員**(介護福祉士5年以上の経験者)の設置
 - ・実習生の相談
 - ・技能実習計画の作成支援 など
- 実習制度に意義を理解していること
実習生に対して適切に対応できる体制の確保

社援基発0929第1号「社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について」通知が発出
法人が運営する施設等における介護職種の技能実習生の受入れについて次のように示された
(2)費用の支弁 法人が介護職種の技能実習生を受け入れるに当たり、実習実施者として監理団体の会員又は組合員になること等に伴い必要となる監理費を支出することは認められるものであること。
また、監理団体が実習実施者から監理費以外を徴収することは、技能実習法において禁止されており、実習実施者として支出することは認められないので留意すること。

求人・求職までのフロー

STEP	内容	備考
1	実習実施者と監理団体の打ち合わせ・協議（技能実習生受入についての相談）	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習制度の説明 ・実習実施者の資格確認 ・求人内容（条件・人数等）の確認
2	求人の申込み ↓ 送出機関が求職者募集	<ul style="list-style-type: none"> ・登録会員加入手続き・監理に係る誓約書提出 ・求人票提出 ・職業紹介費の支払い
3	面接・採用決定	<ul style="list-style-type: none"> ・現地面接又は SKYPE 等による面接 ・雇用条件書、雇用契約書
4	技能実習計画作成・認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習計画を作成し外国人技能実習機構に提出（監理団体の指導に基づき実習実施者が作成） ・認定料は 3,900 円
5	入国手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・東京入国管理局千葉出張所に在留資格認定証明書（COE）を申請 ・COE を実習候補生に送付し送出国で査証申請
6	入国前講習実施（4、5と並行して）	<ul style="list-style-type: none"> ・送出機関による入国前講習（1ヶ月以上、160時間以上）を実施
7	入国	<ul style="list-style-type: none"> ・渡航費必要
8	入国後研修	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体による入国後講習（約1ヶ月） ・講習期間は技能実習生の就労は禁止
9	技能実習生受入	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後研修終了次第、雇用契約発効 ・第1号技能実習（1年目）開始 ・外国人雇用状況の届出（ハローワーク）
10	実習実施者の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて技能実習を行う技能実習実施者は外国人技能実習機構に実習実施者の届出をします。
11	第2号技能実習（2年目）に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習評価試験（第1号技能実習が修了する3か月前までに受験） ・日本語能力試験（N4の場合）の受験が必要 ・第2号技能実習計画認定申請（第2号技能実習開始の3か月前までに認定申請が必要）

監理団体の検索方法など

外国人技能実習機構 (http://www.otit.go.jp/) のホームページ

日本語 English 中文 Tiếng Việt Tagalog Bahasa Indonesia မြန်မာစာ အங்கလိပ် မြန်မာစာ မြန်မာစာ

OTIT 外国人技能実習機構
Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた国際協力を推進します

〇 制度のあらまし 〇 監理団体の検索へ 〇 実習実施者の検索へ 〇 このウェブサイトについて 〇 外国人技能実習機構について

よくあるお問い合わせ
母語咨询 (中国語)
Tư vấn về ngôn ngữ bản địa (ベトナム語)
Serbijski jezik / Srpski jezik (フィリピン語)
Konsultasi dalam Bahasa Ibu (インドネシア語)
Táinigimid úsáid (タイ語)
Native Language Consultation (英語)

よくあるお問い合わせ
実習実施者支援
監理団体の検索へ
実習生支援サイト登録のお願い
技能実習生の検索へ (このウェブサイトについて)

監理団体の検索
(Search for Japanese Supervising Organizations)

選出履歴
養成施設
受検予備支援
移行対象労働技能
行政処分

重要なお知らせ

2018.03.14 技能実習制度における施設等実態について News

2018.02.28 技能実習生の選出と実習開始の行政実務は行方不明になった監理団体の関係について (別添様式はこちらです)

2018.02.26 技能実習生手続院のご案内

2018.02.01 第1段階の選出に当たり第1回の正誤表を掲載しました

2018.01.27 主任監理官が辞職しました (監理団体の検索について) (別添様式はこちらです)。今後、受検予備支援業務に当たります。後継の監理番号は変更ありませんが、FAX番号が変更となっております。ご注意ください。

2018.01.27 主任監理官が辞職しました (監理団体の検索について) (別添様式はこちらです)。今後、受検予備支援業務に当たります。後継の監理番号は変更ありませんが、FAX番号が変更となっております。ご注意ください。

2017.12.27 介護福祉にかかわる実習施設について「監理団体の検索申請」- 介護福祉に係る主任実習計画認定の提出書類一覧・補添表 (企業情報/国別情報) を一部修正しました (修正部分は赤字です) → 重要なお知らせ

お知らせ

2018.03.08 「新たな外国人技能実習制度について」 (平成30年3月4日一部改正 技能実習法、主務省令等の関係資料) を掲載しました

2018.02.14 よくあるお問い合わせ (技能実習計画の認定申請様式) を更新しました (No.3-2 団員の住民票の提出の事例について)

2018.01.24 よくあるお問い合わせ (技能実習計画の認定申請様式) を更新しました (No.4-4 技能実習生の帰国扶養について)

2018.01.18 技能実習計画認定申請様式の様式を更新しました。

日本語 English 中文 Tiếng Việt Tagalog Bahasa Indonesia မြန်မာစာ အங்கလိပ် မြန်မာစာ မြန်မာစာ

OTIT 外国人技能実習機構
Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた国際協力を推進します

〇 制度のあらまし 〇 監理団体の検索へ 〇 実習実施者の検索へ 〇 このウェブサイトについて 〇 外国人技能実習機構について

HOME > 監理団体の検索 (Search for Japanese Supervising Organizations)

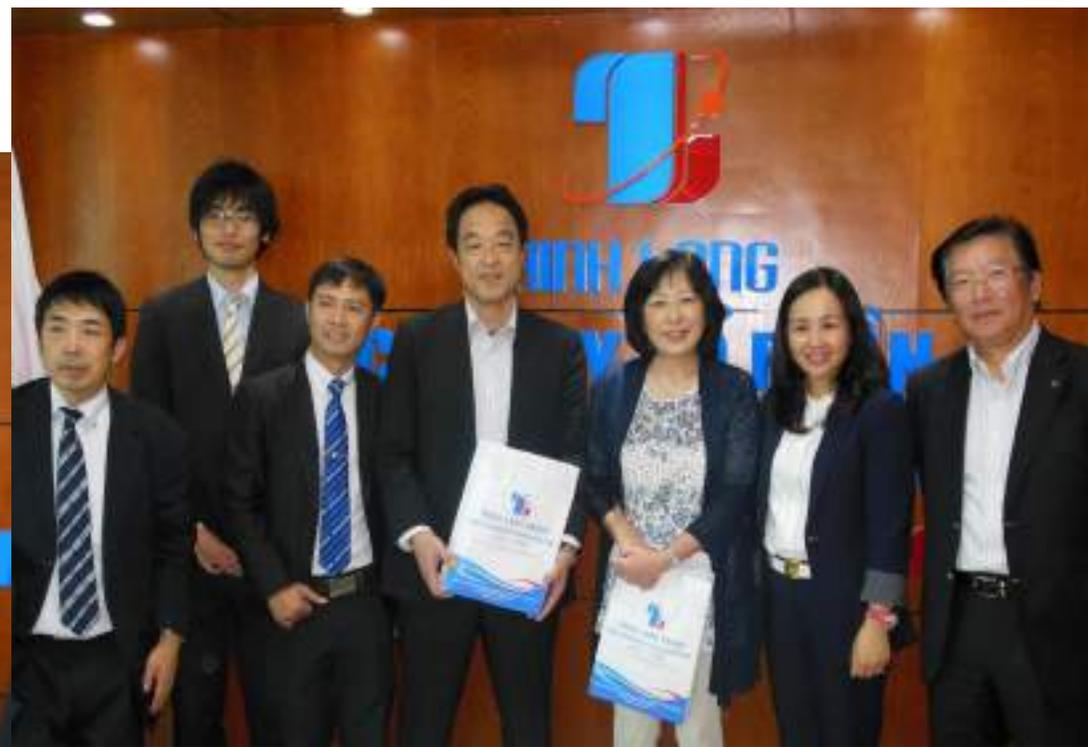
監理団体の検索 (Search for Japanese Supervising Organizations)

許可監理団体 (平成30年3月20日現在)

Licensed Japanese Supervising Organizations (As of March 20th, 2018)

法人番号: 5010400015455
法人名: 外国人技能実習機構
[本部の所在地] 〒108-0075 東京都港区赤坂1-6-31 高川ビル8階
電話: 03-4712-1123 (FAX)

ベトナム「ティンロン貿易投資株式会社」
技能実習生の研修所

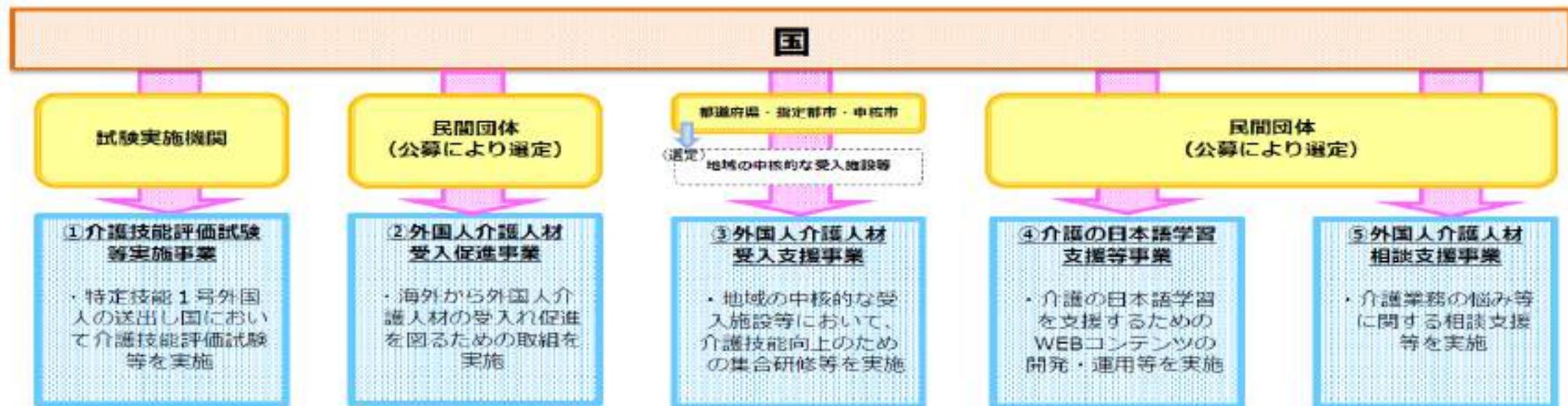


令和3年度外国人介護人材受入環境整備事業

○ 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるように、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
- ② 地方の特定技能外国人の受入を促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施
- ③ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
- ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等）等

【予算額】（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和2年度予算額】1,101,640千円 → 【令和3年度予算額】945,167千円

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



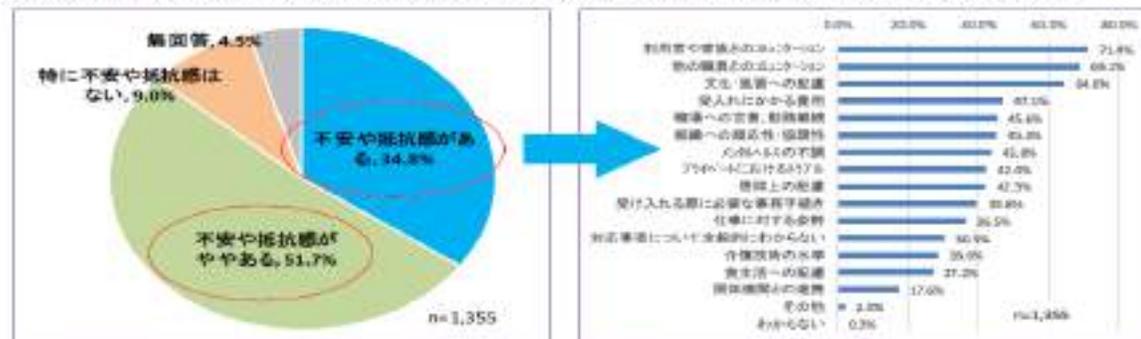
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)ニッセイリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など

